

「東京都職員次世代育成支援プラン」の見直しについて

見直しの考え方

- 次世代育成支援推進法（平成27年3月末までの10年間の時限立法）第19条に基づき、平成17年3月に東京都特定事業主行動計画として策定。
 - 〔計画期間：平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間〕
 - 〔位置づけ：10年間のうちの前期計画〕
- 前期計画において、この間の取組実績を踏まえ、所要の見直しを行う。
 - ※ 後期計画（平成22年4月～27年3月）は平成21年度に策定していく。

具体的な支援策

取組

主な見直し事項

【取組1】
職場・職員の意識改革

- 平成20年4月から実施する「超勤縮減に関する基本指針」を反映

【取組2】
制度の周知と活用

- 広報媒体の更なる多様化・拡充
 - ・とちょう-i等を活用したPRの促進
 - ・職員へのメール等による周知の徹底
- 全職員を対象とした講演会等の実施
 - ⇒ 数値目標は廃止

【取組3】
妊娠・子育て中の職員への支援

- 「マンスリーコール運動」の促進
 - ・職員への周知徹底
 - ・コール実施者を確実に選任する仕組み
 - ・管理監督者自らの対応及び実施状況の把握
- 「両立支援アドバイザー」の定着
 - ・選任時における実施態勢の組織内への周知
 - ・関係知識の習得支援
(「関係手続一覧」を配布、局担当者への説明会を実施)

【取組4】
男性職員の子育て参加支援

- 「出産支援休暇」・「育児参加休暇」の取得促進
 - ⇒ 出産支援：取得率85%以上（平成21年度まで）＜嵩上げ＞
 - ⇒ 育児参加：取得率60%以上（同上）＜新規＞

【取組5】
地域の子育てへの貢献

- 【参考】19年1月 ボランティア休暇の対象拡大
(「地域における子どもの健全育成に関する活動」を追加)